# 《 ハートフル住まいる補助金 》

補助対象費用は、消費税及び地方消費税を除く金額です。

# 新築住宅•建売住宅•中古住宅

# 『まちなか住まいる等(住宅建設又は購入)補助金』

《新築住宅・建売住宅》 ※ 居住してから申請して下さい。

- ■対 象 者 自らが居住するために、住宅を建設または建売住宅を購入した方
- 補助対象 建物の建設費または購入費(土地代、外構工事の費用などを除く)
- ■補助額
  - ◆ 地元企業を利用
    - まちなか居住区域 5.0%(上限額120万円)
    - それ以外の区域 4.0%(上限額100万円)
  - ◇ 市外企業を利用
    - まちなか居住区域 3.0%(上限額 70万円)
    - それ以外の区域 2.0% (上限額 50万円)
    - ※ 建売住宅は完成後、未使用で1年以内のものに限ります。

#### 《中古住宅》 ※ 居住してから申請して下さい。

- ■対象者 自らが居住するために、中古住宅を購入した方
- ■補助対象 建物の購入費(土地代を除きます)
- ■補助額 (1,000円未満の端数は切り捨てます)
  - まちなか居住区域 (上限額 70万円)

築後 1年超~5年以内:3.0% 5年超~10年以内:4.0% 10年超:5.0%

それ以外の区域 (上限額50万円)

築後 1年超~5年以内: 2.0% 5年超~10年以内: 3.0% 10年超: 4.0%

※ 建築確認が行われた日が昭和56年6月1日以降のものに限ります。



お問い合わせ : 砂川市建設部建築住宅課建築指導係 Tel 54-2121

# 《住み替え支援補助金》

建設費または購入費が下記補助額の合計を下回る場合は、建設費または購入費が補助額となります

## 新築住宅•建売住宅•中古住宅

※ 居住してから申請してください

■対象者 自らが居住するために、住宅を建設または建売住宅を購入した方で、 市税の滞納が無い方

※ 登記されている住宅の所有者で、未登記のものは対象になりません

### 『子育て支援補助金』

■対象者 申請年度において満18歳以下の方を扶養する世帯(子育て世帯)及び 子どもがいない夫婦で、共に満40歳以下の世帯(若年夫婦世帯)の方

■補助額

・子育て世帯 10万円(第2子以降、↑人につき 10万円を加算)

• 若年夫婦世帯 10万円

### 『同居近居促進補助金 』

■対象者 親世帯と子育て世帯・若年夫婦世帯が同居(同一住居に居住)または 近居(同一小学校区または市内の直線2km以内に居住)する世帯の方

■補助額

新築住宅に同居 30万円 新築住宅に近居 10万円中古住宅に同居 20万円 中古住宅に近居 5万円

## 『移住促進補助金』

砂川市に転入し、住民基本台帳に記録されている方

■補助額 20万円(現金10万円+ふくろう商品券10万円相当)



お問い合わせ : 砂川市建設部建築住宅課住生活支援係 Tel 54-2121